

議案第62号

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部改正について

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、在宅障害者扶助料の支給要件を改定等するため必要があるからである。

愛西市在宅障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

愛西市在宅障害者扶助料支給条例（平成17年愛西市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び3種障害者」を「、3種障害者」に改め、同項第1号中「判定された者」を「判定されたもの」に改め、同条第3項中「該当するもの」を「該当する者」に改め、同項第1号中「有する者」を「有するもの」に改め、同条第4項第1号中「身体障害者福祉法施行規則」を「、身体障害者福祉法施行規則」に改め、同項第2号中「児童相談所」を「児童相談所等」に、「知能指数」を「、知能指数」に改める。

第3条第2号中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を最初に受ける日の年齢が65歳以上である者

(4) 児童相談所等において、知能指数が75以下であると最初に判定された日の年齢が65歳以上である者

第4条第1号中「第1種障害者」を「1種障害者」に改め、同条第2号中「第2種障害者」を「2種障害者」に改め、同条第3号中「第3種障害者」を「3種障害者」に改め、同条第4号中「第4種障害者」を「4種障害者」に改める。

第7条中「第20条」を「第33条第2項」に、「保護義務者」を「家族等」に改める。

第9条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第3条に2号を加える改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛西市在宅障害者扶助料支給条例（次項において「新条例」という。）第3条第3号及び第4号の規定は、令和2年4月1日以後に支給

の申請をした者について適用する。

- 3 第3条に2号を加える改正規定の施行の際現に改正前の愛西市在宅障害者扶助料支給条例第5条第2項の支給の決定を受けている者は、新条例第5条第2項の支給の決定を受けたものとみなす。